

もくじ

島田 けい子議員 一般質問・・・1
ばばこうへい議員 一般質問・・・7
成宮 まり子議員 一般質問・・・14
他会派の一般質問項目・・・・・・20

●京都府議会 2016 年 12 月定例会一般質問が 12 月 7 日、8 日、9 日に行われ、日本共産党の島田けい子議員、ばばこうへい議員、成宮まり子議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

12 月定例会 一般質問

島田けい子（日本共産党 京都市右京区）

2016 年 12 月 7 日

【島田議員】日本共産党の島田けい子です。先に通告しております数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。今日は、京都府内でどこに住んでいても、子どもを安心して産み育てることができることを願って質問をいたします。

周産期医療体制の充実について

まず、周産期医療体制の充実について伺います。

1994 年 9 月、京都市内の病院で生まれた双子の超未熟児の赤ちゃんが、京都府内の未熟児集中治療室、いわゆる NICU で受け入れてもらえず、5 時間もかけて大阪の病院に運ばれる途中、救急車で亡くなる悲しい事件がおきました。当時、京都府における周産期医療体制の整備が重要緊急課題となり、本議会でも議論が重ねられました。その後、第一日赤に NICU 6 床とする総合周産期母子医療センター整備計画が発表されました。1996 年の 7 月定例会で、私は、総合周産期医療センターとしての機能・役割を十分果たせるよう、計画病床の拡充や二次医療圏域毎の地域周産期医療センターの整備、新生児ドクターカーの配備や民間医療機関への支援とともに、国公立病院での体制整備、救急情報システムの改善等を提案させていただいたものです。北部地域では、1982 年に旧国立舞鶴病院に母子医療センターが開設されておりましたが、1997 年 11 月に京都府周産期医療サブセンターとして指定、2003 年には NICU 6 床が開設をされました。そして現在の体制となっております。

そこで伺います。周産期死亡数は当時 180 人、死亡率は人口 1000 人当たり 7.7 人であったものが、2015 年には 86 人、死亡率 4.4 人と改善はされました。年度によって変動がありますが、未だ周産期死亡は 80 人前後あり、また低体重児が増えている現状にあります。この現状と課題をどのように認識されているのか、まず伺います。

第一日赤総合周産期母子医療センターの医師確保に支援を

この間、京都府周産期医療協議会部会で集中的な議論が行われまして、周産期医療受け入れ体制の充実強化等が進められていると承知をしております。

今、どの医療機関も産科医師や小児科医師の不足が顕著となり、周産期医療の現場は、医師や助産師等スタッフの献身的努力で、ギリギリのところを支えられているのが現状です。

先日、第一日赤総合周産期母子医療センターにうかがいました。現在未熟児集中治療室 NICU が 9 床、新生児特定集中治療室 GCU18 床、産科専用病床 25 床、母体胎児集中治療室 MFICU 6 床を運用されております。周産期医療情報システム端末と電話による患者受け入れ調整等、24 時間体制で医師や助産師が行なうとともに、緊急手術をこなしながら、当直が月に 6 回から 7 回、その他の日もオンコール体制

に応じるなど、たいへんな激務をこなしておられます。それでも、ハイリスクの妊婦の受け入れについて、半数を断らざるを得ない状況にあると伺いました。「現場は疲弊をしてくれている。あと数名の医師がほしい」と痛切なお声でございました。

そこで伺います。京都府唯一の第一日赤総合母子周産期医療センターが、ハイリスクの妊産婦を十分受け入れることができるように、特に医師確保に対する支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、NICUはたいへん手狭になっております。機器類がところ狭しとフロアを占領し、感染症の疑われる未熟児を隔離するお部屋が取れない状況にあり、プライバシーを守る点からも改善が必要とお聞きいたしました。周産期医療確保の点から本府としても支援が必要と考えました。いかがでしょうか。

また、京都医療センターでも産科医師がピーク時から4人も減少する等、府内各地で周産期医療に携わる医師不足の厳しい現実が広がっています。この現状について、どのように認識をされておりますか。

また、日本産婦人科医会は、産婦人科医師数が本年1月には昨年比で22人減少するなど、危機的現状だと発表をされております。周産期センターの就労環境向上と地域医療供給体制の改善のために、医師の養成や増員等、対策の強化を国に要請するとともに、本府においても人材確保と養成の取り組みを、京都大学医学部にも強力に要請する等、本格的な対策を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

舞鶴医療センター 京都府北部の周産期サブセンター機能発揮に 医師確保を緊急課題に位置付け 全力を挙げて支援を

次に北部周産期サブセンターである舞鶴医療センターについてです。

当センターは、綾部・福知山以北で唯一、診療報酬上に規定するNICU6床を有する施設で、GCUを含む新生児病床が17床、2014年夏には周産期専用ドクターカーが配備をされ、人工呼吸器管理が必要な赤ちゃんの安定的受け入れができ、さらに仮死状態の赤ちゃんの脳低温療法ができる北部地域の唯一の施設となっております。

しかしながら、2006年度から産婦人科常勤医師が不在となり、母体搬送の受け入れや医師分娩を休止。その後、常勤医師2名となり、徐々に母体搬送を受け入れ、緊急帝王切開等にも対応されましたものの、現在は1名となったままでございます。この10年間、舞鶴医療センターと舞鶴共済病院の産科・新生児科の密接な連携のもと、母子の命を支えていただいております。両病院は車で10分で移動できますが、その10分が周産期では大きな壁となっております。医療センターから共済病院へ医師が出向き、母体搬送を予定していたものの、分娩の急速な進行によって母体搬送できずに出生をし、寒い春先の真夜中に新生児搬送をせざるを得なかった超低体重児症例や、母体搬送しようと救急車に乗せたら出産に至ってしまった極低出生体重児症例など、きわめてリスクの高いケースが生じており、綱渡りの現状でございます。

そしてこれらは、母親・保護者の大きな不安となっております。舞鶴医療センター医師が、府北部の医療機関、及び母体搬送あるいは新生児搬送を複数回経験した保護者へアンケート調査を実施されました。その中で、保護者のほぼ全員が、病院を転々と移動しなくて済むようにと願っておられます。

アンケートの自由記述欄では、「医師の適切な判断により、十分な処置をしてくださった。出産後、母子別々で寂しく不安もありましたが、安心してお任せできる病院でしたので本当に良かった」と感謝の声がある一方、「京都府立に搬送となり本当に心配だった。知らない病院に行くこと、医師や看護師が変わること。2時間近くも救急車に乗って大丈夫なのか、などなど。産後1カ月間たっていないので体調がすぐれない中、2日に1回京都に電車やタクシーで通って、とても疲れた。でも、早産になったのは自分のせいだと、泣きながら通った。精神的にも体力的にも本当にきつかった。府立で、NICUに車いすで産後のお母さんが会いに来ていたのを見て、とてもうらやましかった」との声が切々と記載をされております。

北部の医療機関から府立医大に運ばれたあるお母さんは、出産後、NICUに赤ちゃんを一人残して帰ってこられましたが、その後、1時間、2時間かけて可能なかぎり母乳を届けに行ったけれど、とうとう母乳が出なくなったそうです。助産師さんからは、産後の母子の接触、スキンシップが一番大事な時期に母子分離となると、スタッフがどんな援助をしても、そのうちに母親の意欲がなくなってしまう、

わが子を愛せず、育児放棄や児童虐待につながっていくケースが多々あるとのお話を伺いました。正常なお産でさえ“産後うつ”などが問題になっているのに、母体にリスクがあり、未熟児の出産で大きな不安を抱え、産後は母子分離をしなければならない現状を、一刻も早く改善されなければなりません。

調査では、産科医師から、産科施設から母体搬送・新生児搬送は、搬送先の決定、人手、事務的手間、時間が大きな障害となっており、母体搬送・新生児搬送とともに、一カ所で受け入れられる施設を確保すべきという声の関係者から強く出されております。

そこで伺います。舞鶴医療センターが、京都府北部の周産期サブセンターとしての機能を十分果たせるよう、医師確保を緊急課題に位置付けて、知事も全力をあげて支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

【知事】 島田議員のご質問にお答えいたします。周産期医療体制の充実についてでありますけれども、平成9年に第一日赤に設置した総合周産期母子医療センターを中心に、北部・南部2カ所のサブセンターと、二次医療圏ごとに少なくとも1カ所以上の16の病院を周産期医療二次病院として指定し、地域の診療所も含めた総合的なネットワークを構築し、各病院の空き床状況など受け入れ体制に関する最新の情報を共有しながら、円滑な医療提供を図ってまいりました。こうした取り組みによりまして、救急搬送先が見つからず、いわゆる“たらい回し”になってしまうという事例は発生しておらず、その中で、周産期の死亡は、ご指摘のようにだいたい80人前後ということになっておりますけれども、これは昭和50年ぐらいの時の670人ぐらいに比べると、格段に減ったということと、私が就任した、だいたい平成10年が120~130人前後ですから、それから見てもかなりの減とはなっているところであります。

ただ一方で、近年、ご指摘ありましたように減少はちょっと鈍ってきているということがございまして、その要因といたしましてはハイリスクの分娩、新生児というものが非常に増えてきている、とくに周産期医療機関に搬送される理由の中の3割を占めております低出生体重児の割合は、このところですね、20年余りでだいたい倍増するぐらいの形になってきております。

そしてその要因といたしましては、35歳以上のいわゆる高齢出産が、この10年間で約17%から30%にまでなってきているといったような状況が、まあ大きな社会的な変化があげられるというふうに思っております。こうしたハイリスク患者の急増によりまして、第一日赤や大学病院などの高度周産期医療機関のNICUの稼働状況がいま9割を超えている状況があります。こうした厳しい状況に対応していくためにも、まさに環境の整備と医師確保が重要になってきております。その中におきまして、医師確保につきましては、これは全国的にもたいへん厳しい状況があるんですけれども、京都府といたしましては、地域医療確保奨学金貸与制度に特別加算制度を創設する。

また臨床研修では、一般プログラムとは別枠の産科・周産期の重点プログラムを実施をしておりますし、分娩およびNICU新生児を担当する医師への加算手当や、産科・小児科専攻医の研修手当に対する支援制度を創設するなど、様々な対策を講じているところであります。産婦人科の場合には、医師に対して非常に加重なものがかかってきている、福島で非常に、私はあの裁判はおかしかったと思うんですけれども、産婦人科医が有罪に問われるような判例があったりですね、また24時間休まない緊張を強いられるなどの問題があって、なり手がなかなかないという現状があるんですけれども、こうした中で平成26年度の府内の医師数は、医師確保対策前の平成18年度と比べまして、小児科医は60人、一応増えております。そして産婦人科医も13人増やすことはできているところであります。子ども人口10万人当たりの小児科医師数、女性人口10万当たり産婦人科医師数も、それぞれ全国平均を大きく上回っているところまでは持ってきているということでございます。

次に周産期医療体制の環境整備についてでありますけれども、先ほど申し上げたようなことを背景に、28年度では、府立医大のMFICUの整備に取り組んでいるところでありますし、国の経済対策を活用いたしました9月補正予算によりまして、第一日赤をはじめとする府内13病院に対しまして、2億2千万円に上る医療機器整備の支援を行うなど、受け入れ環境の改善に努めているところであります。病院には急に広くは、これなりませんので、こうした一つひとつですね、中長期的な観点の見通しと、短期的な環境の改善を重ねていくことによって、少しでも周産期医療体制を整備していかなければならないというふうに思っておりますし、人工呼吸器からの早期離脱や麻痺の軽減など、脳の健全な発達を促す

新生児の理学療法を第一日赤にも導入する、また高度周産期医療機関から周産期医療二次病院、さらには在宅に至るまでの移行がスムーズに行われるよう、受け入れ対策の構築に向けての基準やルール作りにも着手をしているなど、体制の充実に努めているところであります。

京都大学につきましても、周産期医療二次病院として大きな力を発揮していただいておりますし、さらにその中で、京都大学と府立大学の連携についても、昨日光永議員にお答えしましたように、これからも私も積極的に要請をする中で、環境づくりに全力を挙げていきたいと考えているところであります。

其他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【健康福祉部長】舞鶴地域におきます周産期医療体制についてであります。さきほど知事からご答弁させていただきましたとおり、府内においては19カ所の周産期医療機関との、地域の診療所を含めたネットワークを構築しているところであります。必要に応じて、母体や新生児搬送を行うなど、円滑な医療提供体制を確保しているところであります。周産期医療、とりわけ新生児に対応するには、小児科だけではなく、合併症、例えば未熟児網膜症や脳内出血などに対応できる診療体制が必要なことから、総合的に判断いたしまして、舞鶴医療センターを北部サブセンターとして指定しますとともに、専用のドクターカーの整備など、その体制強化を図っているところであります。産科医の確保につきましては、全国的にもその確保が困難な中、分娩取り扱い手当など様々な手法により、確保に努めているところであります。その中で舞鶴医療センターの医師確保にも努め、今後とも北部地域のサブセンターとしての機能が果たせるよう、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

【島田・再質問】ご答弁ありがとうございました。肝心の、総合周産期センターである日赤病院での医師確保、そして舞鶴医療センターの医師確保という点では、明瞭なご回答、返答がございませんでした。どの医療機関も医師確保の困難が押し寄せて、20年来構築してきた周産期医療体制、とりわけ北部の体制が崩壊をする、危機的な状況が上がってるんですね。この危機的な状況だという認識に立たなければいけないというふうに思っております。舞鶴市民病院に産婦人科がなくなり、綾部市民病院でも産科の常勤医師が1人のみ。さらに、京丹後弥栄病院では常勤の小児科医師がいない。厳しい現状の中、舞鶴医療センター周産期センターが果たす役割はいっそう重要になっているのにもかかわらず、両輪の片方が壊れているわけですね。センターのNICUという後ろ盾を失えば、母体搬送を京阪神地区までしなければならない。その数、60人から70人とも予測されております。都市部では、NICU不足による受け入れ困難もあると伺っております。医師確保へ、本気で取り組んでいただきたい。お話がありましたように、京大ではMFICUが整備をされ、府立医科大学附属病院にも来年度整備予定ということですが、北部地域との格差が拡大をしているのではないのでしょうか。北部のセンターである医療センターの医師確保を最重点課題に、関係機関に働きかけていただきたい。他の医師もそうですけれども、市内部・乙訓に集中いたしまして、全国平均では小児科も産婦人科も増えたが、北部に張り付かない、こういう現状をですね、打開するための努力を求めているわけでありまして、この点について、再度お答えいただきたいと思っております。

【健康福祉部長・再答弁】産婦人科医の医師確保についてであります。先ほどご答弁もさせていただきました通り、全国的にもその確保が困難である中、地域医療確保奨学金貸与制度に特別加算を小児科・産婦人科につきまして、また臨床研修では一般プログラムとは別枠の産科・周産期の重点プログラムを、京都大学、府立医科大学、第一日赤等で実施をしていただいているところでございます。また、分娩およびNICU新生児を担当する医師への加算手当や、産科・小児科専攻医の研修手当てに対する支援制度を創設する中で、今後とも産婦人科医師確保について努めてまいりたいと考えているところでございます。

【島田・指摘要望】知事に、決意のほどを再度伺いたかったわけですがけれども、先ほど申し上げましたように、いろいろ手立てを打って増えているけれど張り付かない、このところですね、北部の子どもたち、赤ちゃんやお母さんたちの命がかかっておりますので、本気で取り組んでいただきたいというふうに思っております。

舞鶴医療センターでは、2014年診療報酬改定で、新生児集中治療管理料1には、直近1年間の出生体重1000グラム未満の新規入院患者が4件以上など、厳しい条件が追加されたことによりまして、以降

の1年間はこれらの管理料を算定できず、厳しい運営を余儀なくされたとのことです。地域の実態を反映せず、集約化を誘導する診療報酬については見直すように、国へ強く要望していただきたいと考えます。また、脳低温療法はタイムリミットが6時間といわれておりますし、三角搬送の体制強化のために、ドクターカーの運用にとどまらず、広域消防救急等との連携をさらに強化され、またドクターヘリ、ヘリポートを舞鶴医療センターにも整備される等、現場を支えていただくための施策を強く要望いたしまして、次の質問に移りたいというふうに思っております。

妊産婦の相談体制支援事業について

【島田】妊産婦の相談体制支援事業について伺います。

産後うつ対策については本議会でもすでに議論が行われておりますが、昨今、厚生労働省の調査結果で、産後2週目に精神状態が不安定になる人が最も増え、その割合は25%に上るとのことで、調査を行った国立成育医療研修センターの久保隆彦産科医長は、「産後2週間、1カ月というタイミングで、何らかのケアを母親にしてあげないと非常に大きな問題につながりかねない」と指摘をされておりました。こうした中、厚生労働省が2017年度概算要求にあたり、産後2週目と1カ月の2回の健診事業を、国と市区町村が半分ずつ負担し、費用助成を行う方向が示されております。

深刻化すれば虐待や育児放棄につながったり、自殺を招いたりする恐れがある産後うつ。不調の兆しを早期に見つけ行政の窓口につなぐ、適切なケアにつなげることは重要であると考えますが、本府の検討状況について伺います。

さらに、妊娠中から継続的な支援が必要です。埼玉医科大学総合医療センターの総合周産期母子医療センターでは、すべての妊婦に妊娠8カ月の段階で聞き取り調査を行い、問題がありそうなケースは医師、助産師、看護師など病院内で情報共有し、必要なケアにつなげるようにされ、こうした支援の中で、この病院で出産した女性が産後うつ病と診断される割合は、全国平均の10%を大きく下回り、1%程度に抑えられているとのことです。

第一日赤総合周産期医療センターでも、社会的リスクを抱え、支援が必要な方の出産受け入れが多い現状から、妊娠中の支援とともに、退院後の育児指導や、産後2週間というタイミングでの無料の相談体制を、外来に作りたいと希望されております。本府の総合周産期医療センターでもありますので、府としても、ハード面、ソフト面、両面から支援するとともに、府下の周産期医療施設でも取り組みを広げられるよう検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

地域密着の相談支援体制やネットワーク構築に、市町村の取り組みの支援を

産前・産後の母子ケアについては、何と云っても顔の見える支援が必要であり、地域密着の相談支援体制やネットワーク構築のために、市町村の取り組みへの支援が重要です。先日、舞鶴市にうかがいました。舞鶴市では、保健センターを核にして、保健師に加え、栄養士3名、歯科衛生士2人の専門職員も、正規職員と配置をされております。そしてまた、助産師相談、助産師活用の事業が非常に多く、産褥入院、助産師相談等、きめ細やかな事業が行われておりました。病院間の連携会議の開催や医療センターとの連携では、ハイリスク妊産婦の情報共有も退院前から支援をされていることでございました。府下自治体も取り組みがあるとは伺います。

こうした事業に加えて、この7月からは「子どもなんでも相談窓口」を中総合会館に開設をされ、すでに開設されている子育て支援基幹センター、保健センターの3つのセンターが一つのチームとなって、妊娠期から18歳まで、切れ目のない支援を目指しておられました。児童虐待相談等相談件数は2倍に増えていました。ところが、現場の保健師は一人も増えておりません。舞鶴市では、3年連続一律5パーセント、マイナスシーリングが行われ、現場の増員要求に応えられていません。国の交付金活用による増員要求は、要件が厳しく却下をされています。また、府北部では保健師を募集しても集まらない等、人材不足も深刻です。

府内各市町村どこでも、母子保健、国保健診、介護予防、児童虐待の対応など、現場は業務量が増え、手が回らない状況とお聞きをしています。人材確保に多くの自治体が苦勞されているのではないのでしょうか。本府として、現状をどのように認識をされておりますか。また、本府として母子保健事業に関わ

る保健師、助産師の絶対数を増やす等、人材確保への支援をどのように進めるのかお聞かせください。

また、こんにちは赤ちゃん訪問事業のあと、療育が必要な人を継続して訪問し、必要に応じて家庭児童相談室の相談員と一緒に対応され、子ども発達支援センターへつなぐ事例などがあります。この場合、医師の診察待ちが、今申し込んでも来年 9 月まで待たなければならない現状と伺いました。早期診断、早期療育が重要にもかかわらず、開設以来続くこうした状況は深刻な事態だと考えますが、どのように認識をしておられますか。現在の取り組みの状況と、同センターの医師確保の見通しを含め、ご所見を伺います。

【健康福祉部長】 妊娠・出産の相談体制についてであります。市町村では、母子健康手帳交付時におけるニーズや実情把握に加え、保健師による家庭訪問などの母子保健サービスや、子育て支援サービスを行っているところです。とりわけ産後 1～2 カ月は、母体やホルモンバランスの急激な変化等から、身体を回復させるための大切な期間であることから、京都府においては、若年出産や心身が不安定な状況など、すみやかに家庭訪問すべき妊産婦の情報を、医療機関から市町村に提供する体制を構築しているところです。

さらに、本年 8 月に設置いたしました京都子育てピアサポートセンターに、妊産婦向けの専用相談窓口の設置するとともに、同センターが中心となりまして、妊産婦のニーズや状況に応じたケアプランを作成する専門医や、妊産婦に寄り添い、子育てや家庭支援等を行います訪問支援員を養成するなど、市町村が実施します産後ケア事業を支援しているところです。

ハイリスク妊産婦などの出産の受け入れを行う第一日赤をはじめ、周産期医療機関に対しましては、先ほど申し上げた通り、医療機器の整備や新生児理学療法への導入など、受け入れ環境を改善しているところです。また、育児指導や相談につきましては、母子保健の実施主体であります市町村が、地域の産婦人科医等医療機関と連携する中で、地域の状況に合った体制できめ細やかに取り組んでいるところです。

次に、市町村の保健師につきましては、地域保健法をはじめ母子保健法等の改正により、乳幼児に関わる健康診査等が市町村に移管される中、京都府では、保健師の人材確保やスキルアップへの支援として、市町村の募集情報をホームページ等で発信、また先天異常や医療的ケアが必要な困難事例に対する専門的助言の実施、児童虐待や発達障害児など今日的な母子保健に関わる課題研修を実施、乳幼児健診に関します府内統一の手引きの作成などに取り組み、この 20 年で 100 人を超える増員や、市町村保健サービスの一体的な体制整備の充実につながってきたと考えております。さらに、市町村の子育て世代包括支援センターなどに、保健師等の専門職の配置や、訪問支援を行う際の国の有利な財源活用を助言しているところです。今後とも、地域の実情に応じた市町村の産前・産後ケア体制づくりをしっかりと支えてまいりたいと考えております。

次に、子ども発達支援センターについてであります。府内の発達障害児への診断・診療の拠点施設として、その役割を担ってきております。発達障害に対する認知が進む中、センターへの受診申し込み者は年々増加傾向にあり、初診にかかる待機は本年 3 月末で 3.8 カ月であったものが、9 月末時点では 4.1 カ月と待ち期間が延びている状況であります。発達障害の診断のできる医師については、全国的にも少なく、その確保が困難な中、京都府独自に養成と子ども発達支援センターの診療体制の拡充を目的に、小児科医を平成 25 年度から 1 名、27 年度から 2 名充実を図るとともに、今年度から地域のかかりつけ医に対しまして、発達障害の基礎知識や外来での対処方法等についての研修を実施するなどの対応を図ってまいりました。今後とも、府立医科大学と連携しつつ、発達障害の診断できる医師の養成・確保に努めてまいりたいと考えております。

【島田・指摘要望】 いろいろやっている事業についてご説明をいただきましたけれども、率直に言ってですね、まず子ども発達支援センターの医師確保等について、発足以来ずっと、こういう状況が繰り返されておりますので、京都府の拠点施設でもありますので、医師確保についてですね、責任をもって行っていただきたいというふうに思っております。要望いたします。

産後うつ対策は、周産期から子育て支援時期まで、お母さんの不安を減らすとそういう考え方から、初期のうちから重要な事業だと考えております。本府は、12 月議会、今議会に提案をされました少子化対策基本計画の中にも妊娠および出産の支援、相談体制の強化等が書かれておりまして、またリスクの

高い妊産婦に対する適切な支援等については、行政が核となって連絡・連携体制を強化しながら、産婦人科医療機関、助産師等、関係機関による体制を強化するとあります。

まさに、いろいろな設置主体があり、また人材があるわけですが、その核となる行政のところできつかりとした人員増も含めて体制を整えてですね、切れ目のない支援が本当にできるように、ご努力を願いたいというふうに思っております。

子育て世代包括支援センターの取り組みがいよいよ始まりましたけれども、市町村では多々取り組みの格差がございますし、これまでの実績、頑張りも評価をしていただいて、必要な人材確保、交付金の要件緩和など、財政的支援を要望するとともに京都府保健所からの支援の強化も要望しておきたいというふうに思っております。

府保健所保健師に若手も増えておりまして、産休代替要員を正規職員で確保するというのも重要です。また、児童虐待等の相談件数が増え続けておりますので、各児童相談所の増員をはじめ、久しく廃止されてしまった舞鶴、あるいは丹後、与謝地域における迅速な対応、市町村支援のためにも北部地域に児童相談所の分室を配置されるよう提案をしたいというふうに思っております。

また、性犯罪被害者支援の相談も、京都市内にしかありません。心も体も傷ついた女性が市内まで足を運ぶことは非常な困難をきたしていると同っております。府北部の相談体制の確立を求めて、質問を終わります。

12月定例会 一般質問

ばばこうへい（日本共産党 京都市伏見区）

2016年12月8日

ブラック企業、ブラックバイトの根絶を

まず、ブラック企業、ブラックバイトなど大きな社会問題となっている若者の働き方についてです。

我が党議員団は、これまでから派遣切り問題での当事者からの聞き取り調査や、ハローワーク前での若者雇用の実態調査、昨年 LDA-KYOTO の皆さんと一緒に大学門前でのブラックバイトと学費・奨学金問題の実態アンケート調査など、実態をつかむことに力を尽くしてきました。LDA-KYOTO の皆さんとは、引き続き奨学金返済中の労働者層の調査を継続しています。

調査を通じて見えてきたのは、これらの問題が国民の中に広がる格差と貧困の表れだということです。異常な財界中心の政治の中で、企業の利益追求のために、低賃金、過密労働が際限なく広がってきました。また、労働者派遣法の度重なる改悪によって、若者の2人に1人が非正規と言われるまでに不安定雇用、低賃金雇用が若者の中に広がっています。今の日本は、企業が空前の利益を上げてもお、実質賃金が下がり続けるという異様な社会になっています。純金融資産5億円を超えるような超富裕層は、1人当たりが保有する金融資産が1997年—2013の間に2倍に増え、一方でほぼ同時期に、ワーキングプア世帯は、就業者世帯の4.2%から9.7%と2倍に、「貯蓄ゼロ世帯」は30.9%へ3倍へと急増しています。まさに一部の大手企業と資産家に富が集中し、大部分の国民の中に貧困が広がる。結果、世界的に見ても極めて高い大学学費が重くのしかかり、多くの家庭で奨学金を借りなければいけなくなっています。しかも、その奨学金も、かつて日本育英会として国が責任を持っていたものが、独立法人化などによって金融事業の色合いが濃くなり、強力な取り立てによって、差し押さえ、また、1万人にも上るような自己破産者を生み出しています。こうしたことを背景にして、構造的に貧困が学生や若者の中に生み出されていると考えますが、知事の認識をお聞かせください。

ブラックな働き方根絶へ府として取り組み強化を

先日の我が党光永議員が代表質問で、誰もが人間らしく、安心して働ける京都府を目指すための条例。この条例の制定を提案させていただきました。知事の答弁は働き方の改善、最低賃金の引き上げも重要と言いながら、府の取り組みは「様々な取り組みをすでにやっている」と答えるだけで、厳しい現状を考えると極めて消極的な答弁であった。このことはとても残念です。そこで、私は具体的に解決すべきと考える問題点と、その解決に向けての知事の認識をお聞きしたいと思います。

まず第1に、実態があまりにも明らかになっていません。LDA のアンケートでは多くの学生は自らのバイトに問題があると感じながらも、それを相談するという事にはなっていません。家族や友人に話を程度で、行政や大学の窓口、労働組合へ相談するという学生は、全体の数パーセントしかいません。本府の大学・短大・高等専門学校に通う学生が約17万人、学生支援機構の調査では学生の74%がアルバイトの経験があり、厚労省の調査ではその内60%の学生がブラックバイトを経験していると答えています。この実態をつかむことが必要です。現在、ブラックバイト対策協議会で、府内の全大学・短大を対象にしたアンケート調査が行われ、約1900人から回答が寄せられ、その結果の分析が進められているとお聞きします。アンケートが始まったことは一歩前進だと思います。しかし、中身を見せていただきますと、チェック項目だけで、実態を聞き取るということにはなっていません。実態をリアルにつかむ努力をどうしていくのか、知事の考えをお聞かせください。また、対策協議会のアンケート結果の報告シンポジウムを開くなどして、学生に実態を語ってもらい、行政が実態をつかむことと同時に、実態を可視化をしていくことが必要だと考えますがいかがですか。

第2には、当事者である若者や学生を含む府民的な議論をする場がないという事です。「ブラックバイト対策協議会」も当事者は入っていません。現場の実態はどうなっているのか、どういった対策が求められているのか、そして、府が取り組んでいる取り組みがちゃんと効果をあげているのか。こうしたことを開かれた場で当事者も入れて議論・検証する必要があると考えますが、ご意見をお聞かせください。

第3には、ブラックな働き方を根絶するための本府としての取り組みの強化です。問題の解決には、長時間労働の是正や、最低賃金の引き上げなど、国による労働法制の改正などが必要なことは言うまでもありません。しかし、若者からは「ブラックでないバイトはない」という声が出るほど、問題は社会の中に根深く広がっています。行政、企業、府民が一体となって取り組むことが必要です。本府には、そうした立場に立った施策の実施が求められているのではないのでしょうか。

誰もが人間らしく、安心して働ける京都府を目指すための条例制定を

我が党は、誰もが人間らしく、安心して働ける京都府を目指すための条例の制定を提案しています。行政、中小企業、大企業、そして府民それぞれの役割・責務を明記すること。実態を幅広くつかみ、当事者を含めた府民的な議論の場を作り、その声を施策へと活かすこと。さらに具体的な対策として、例えば神奈川県では光永議員が代表質問で取り上げたように、街頭での相談活動などに取り組み、寄せられた相談を一つ一つ蓄積して労働問題のノウハウ集を作られておられます。内容は毎年バージョンアップが図られ、最新のものでは10章90項目にわたって詳しくまとめられています。

本府でも、こうした取り組みに学び、ノウハウ集の作成に取り組むこと。同時に、実態調査で明らかになった企業・事業所へ申し入れを行い、申し入れに応えない悪質な企業・事業所については企業名を公表するなど、「ブラックな働き方は許さない」という情勢を作る先頭に府が立つことなどを検討しています。本府の対策について、知事の認識を改めてお聞かせください。

【知事】 ばば議員のご質問にお答えします。この若者を取り巻く現状でありますけれども、高度成長から安定成長期に入り社会の固定化が進む中で、全体的に様々な歪みが生じているのは、私は事実だと思います。これは子供の貧困だけではなく、地域間の格差や、中小企業の問題など多様な事象に現れており、このため私は共生社会の実現を掲げ、子どもの貧困対策や府北部及び中北部地域のように非常に地域間格差が出ている地域に対するインフラ整備、こういったものを含めて総合的な対策を考えております。また中小企業に対する伴走支援も取り組んでいるところであります。

そして、若者対策につきましてもこれまでから、子どもの貧困問題や奨学金の返済負担、正規雇用の拡大といった課題に対応するために、子どもの貧困対策といたしましては、経済的理由により就学を断念することのないようにと全国トップクラスの私立高校あんしん就学支援金など実施してきましたし、奨学金の返済負担増につきましても、国に対して低所得の世帯や大学生に対する給付型奨学金制度の創設や無利子奨学金の採用人数の増員を要望。また、先月の全国知事会議でも給付型奨学金の創設などを緊急決議したところでございます。

正規雇用の拡大につきましても今年2月に開催した京都労働活力会議において不本意非正規労働者の正規労働者化の促進を確認するとともに、持続性の高い安定的な雇用を創出する正規雇用1万人推進事

業に取り組んでいるところでございます。さらに昨年の7月には京都府若者の就職等支援に関する条例を制定し、京都ジョブパークにおける若者への就職支援、高等技術専門校での職業訓練。そして、引きこもりなど就職の厳しい若者の就職を支援するNPOなどに取り組んでいるところであります。

ブラックバイトへの徹底、実態把握と検証委員会の設置でありますけれども、若者や学生のブラックバイトの実態につきましては、京都中小企業労働相談所における労働相談を通じて把握するとともに、京都労働局、京都市との3者で設置いたしました京都ブラックバイト対策協議会で実施した学生アルバイト実態に関するアンケート等により把握に努めているところであります。このアンケートにつきましては、現在労働局において集計分析中でありますけれども、今後アンケートの結果も踏まえてこの可視化を図っていく中で今回アンケートにご協力いただきました大学など関係者とともに協議をいたしまして新たな対策の必要性についてしっかりと検討をすすめてまいりたいと考えているところであります。

労働相談につきましては、昨年度約3000件の相談があったところでございます。こうした事例をもとにパワーハラスメント、労働条件の不利益変更等労働問題に対する基本的な知識や対応方法等を京都府で発行している労働情報誌やホームページに掲載いたしますとともに、連合京都におきましても大学で労働関係法令の講座を開設するなど労働法制の周知啓発を実施していただいているところであります。ブラックな働き方と労働関連法令違反は当然認められるものではありませんので、京都府といたしましては、労働局とも連携し中小企業の就労環境の向上を支援するため、アドバイザーを派遣するなどしてまいりましたけれども、今月2日の京都労働経済活力会議においてもブラック企業、ブラックバイトの根絶に、ブラックバイト対策協議会を中心にオール京都体制で取り組んでいくことを確認、学生に対する労働関係法令に関する取り組み強化や不適切事案に関する徹底した指導監督の強化をすすめようとしたところでございます。

条例につきましては、基本的にはこれは議会で議論されるべきものと考えておりますけれども、先の代表質問にて光永議員にお答えしている通り、権限のある国において徹底した指導監督や違法長時間労働を行う企業名の公表が行われたりしております。京都府におきましては、法令違反企業に対する入札制限などの措置も行っているところでありますので、まずこうした取り組みを徹底していきたいと考えているところであります。今後とも監督権限を持つ京都労働局や京都市等と連携しながらブラック企業やブラックバイトの根絶に向けしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

府として実態調査と問題のある企業への申し入れ、企業名の公表を

【ばば】ご答弁をいただきました。様々な取り組みをいただいているというのは先日の代表質問でもお聞かせをいただきましたし、その取り組みが進んでいないということを指摘しているわけではございません。ただ現状を見た時に、本当にそれだけでいいのか、さらに前に向かって進んでいくということが必要ではないのかというふうに思っています。

例えば、先ほど国に求めているということで奨学金の話がありました、いま確かに給付制の奨学金、実施に向けた動きが国の中で始まっておりまして、これは一定の前進であるということが出来ます。しかしその中身を見ても、2万人規模であるとか、高校1校あたり「少なくとも一人」。こんな話を見てみますと、まさに学ぶ権利を保障するということは程遠いといわなければいけません。本府でも現状厳しいということで、先日行われた会議の中で奨学金の返済負担の軽減制度についても知事から話があったと報道されていましたが、こうしたことも現状に見合ったものにしていかなければいけないし、国が行っているような名前ばかりで本当に実態に合わないことにならないようにしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

先日の代表質問でも、先ほどお答えをいただきましたように、法令違反があってはダメなのは当たり前なんだという答弁がありました。実態はそういったレベルの問題ではないということを認識していただく必要があるというふうに思っています。バイトのシフトを無理やり決められて授業や試験に出ることができない学生がたくさんいらっしゃる。学生が学生らしく働く、若者が若者らしく働く。こうしたことを守るかどうかということにかかっている。それは法令違反だけではなくて、やはりそうした権利を守っているかどうかにかかっているわけですから、ここで、しっかりとですね、本府として実態つかんでいただく必要がある。問題のある企業への申し入れ、企業名の公表というのは、私は実態調

査とあわせてするべきではないかというふうに思います。改めてご答弁いただきたいし、そのための条例の制定。当然、企業名の公表などしていくわけです。そうした条例の制定が必要ではないかと改めて考えますけども、もう一度ご答弁いただけますでしょうか。

【知事】今回私どもはブラックバイト対策協議会におきましてアンケートを実施したところでありまして、この中におきましても、シフトの変更やそうした状況がないかどうかについて確認をしているところでもあります。今後そうしたアンケートをもとに分析作業をすすめ、それをもとに関係者も集まってしっかりと対策を講じていきたいというふうに思っています。条例を制定することについては議会で基本的に議論されるものと考えますので、私の方ではいますでに、長時間労働を行う企業名の公表については国において行うということになっておりますので、そうした点についてさらに徹底した取り組みを、権限のある労働局とも進めていくということに考えています。

【ばば】改めてご答弁をいただきましたけれども、やはり私は認識が大きく遅れているといわなければいけないという風に思っております。先ほど実態調査、実態アンケート、ブラックバイト協議会で取られているということがありましたけれども、アンケート用紙見ましたけれども、すべてチェック項目で、実態どういふふうになっているのかということを知ることはできない。この数字を見るんだったら、厚労省の数字だってあるし、LDAのアンケートの調査結果についてもお渡ししているわけです。ですから、これ見ていただければ十分じゃないか。でなくて、実態をどうつかむのか一人ひとりの学生がどんな状況にあるのかっていうのをちゃんとつかむ調査が必要ではないか。労働相談 3000 件という話がありました。LDA のアンケートでも、厚労省のアンケートでも、行政への相談は 1% 2%。ほとんどこの 3000 件では実態つかめていない。逆に言えば、行政の取り組みについても知られていないという認識に立たなければいけないと思います。

先日の光永議員の代表質問でとりあげた神奈川県では、県・労働局・経済団体・労働組合が共同で『「若者の使い捨て」撲滅かながわ宣言』を出して、街頭労働相談だけでなく、ノウハウ集、メールマガジンなど、あらゆる手段に取り組んでこの対策に取り組んでいる。いま本府に求められているのはこうしたあらゆる手を尽くすことではないかと思えますし、このことはしっかりと求めておきたい。そのうえで、条例の制定含めて、本腰を据えた対策に乗り出すこと。このことを強く求めておきます。

文化財保護について

【ばば】次に、文化財保護についてお聞きします。

文化財は、多種多様な技術によって支えられています。例えば屋根工事一つをとっても、瓦葺や檜皮葺、銅板葺などによっても違ってきます。桧皮などを葺くために、桧皮の確保はもちろん、打ち付けるための竹釘の確保、さらに雨どいなどの建築板金など、様々な職人の技術が必要です。建具や飾り金物、左官、それぞれが使う道具や、材料となる植物や鉱物、そのどれもが欠けることなく脈々と受け継がれて初めて守ることが出来ます。文化財の認定事業者はこの間 11 社増えて、77 社になっているとお聞きします。

例えば建具業者は 2 社のみなど、業種ごとに見れば決して十分ということはありません。この間、我が党議員団では、文化財修復技術の継承や道具類の確保等をしていくうえでの問題点を明らかにするために、文化財保護修復研究会とともに、多くの技能者や文化財保護に関わる業者、専門家の方へのアンケート調査や聞き取り調査を行ってまいりました。アンケートでは「後継者が決まっていない。見通しが無い」という答えが 58%にのぼり、若手を育成していくのに 2 万円くらいの日当を支払いたいと考えているけれども、実際には 1 万 2 千円～1 万 4 千円程度しか渡すことが出来ていない。こうした声もたくさん寄せられました。多くの方が、技能の継承に危機感を抱き、仕事量の減少や道具類の確保困難などの中で、様々な苦勞をされていることが明らかになりました。

職人・地元業者の気概と努力で技術は守られている

そして、このアンケート調査をうけて先月、文化財保護に関わる業者、職人など、約 80 人の参加を得て、文化財保護シンポジウムを行いました。参加された方からは、「瓦は洋瓦、文化財でも板金は既製品が使われる。平成の京町屋などと言うものもあるが、和瓦が葺いてあるのは 1 軒だけ。京町屋風、文化

財風が広がっている」「ゼネコンが入ると、施主とのかかわりがうすくなる。文化財の仕事では密度の濃い仕事が必要」「かつては月に数件『修業したい』といった問い合わせがあった。ここ2～3年、こうした電話が無くなった」「資材や道具などの購入・更新について、京都府の金額設定は20年前で止まっているようなものが見受けられる」など厳しい現状や課題が次々に語られました。一方で、「この技術を何とか残していきたい」「この仕事についてよかったと思えるようにするのが私たちの役目」「行政、職人みんなが一緒になってやればいろんなことができる」と、文化財を守り次の世代に引き継いでいくという、熱い気概も多くの方から語られました。

今まさに、こうした職人や地元業者の気概と努力の中で、技術はかろうじて守られている現状です。その気概に応え、本府が技術継承の先頭に立つことが必要です。

そこでお伺いします。そのために大きく2つの事が必要だと考えます。

1つは、府として文化財修復保存技術を広げるために、技術の適正評価と業者を育成する入札制度の整備です。現在の本府の文化財修復事業は、重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格者として登録した業者のみが入札に参加できるようになっています。これは、文化財修復に必要な高い技術を保証するためです。しかし、登録業者になろうと思うと、「文化財修復事業の経験」が求められます。関わる機会そのものが極めて少なく大きなハードルとなっています。府として有資格業者を積極的に育成していく必要があります。技術習得や経験評価になる技術講習会の実施や現場経験を積ませる仕組みを作り、その経験と技術力を適正に判断しながら、入札参加を認めていくことを検討すべきと考えますがいかがですか。

もうひとつは、若手の職人が技術を磨くことのできる仕事量の確保と、若手育成を保証する利益の保証です。先日のシンポジウムでも、「既製品は出来るだけ使わず、職人の仕事を確保している」「経営はトントン。天候などで仕事がストップすると、途端に苦しくなる。」「一人前になるには10年かかる。でも、ただ10年あればいいのではない。いろんな現場に当たって経験を積んで初めてどんな仕事でも一定できるようになるということ」「本当ならもう一人くらい若手を育てたいが、経験を積ませる仕事が無い」など切実な声が上がられました。技術継承を保証するためにも、文化財修復事業費の抜本的な拡充が必要だと考えますがいかがですか。

府営住宅対策について

次に、府営住宅施策についてです。今年度、住生活基本計画及び、府営住宅ストック総合活用計画の見直しが進められています。本府の住宅政策全般の基礎となる計画であります。今回は府営住宅施策に絞っていくつかお聞きします。

計画見直しの「中間まとめ」を見ますと、高齢化や独居化の急速な進行、所得格差の広がり、地域コミュニティの希薄化など、社会経済情勢の変化が課題として挙げられています。

こうした情勢の変化の中で、私たちも様々なご相談を住民の方から寄せられるようになっています。例えば、自治会と共益費の問題は深刻です。本府の現在の制度では、共益費は自治会が集めることとなっています。しかし、空き家が増えたり、高齢化などを理由に自治会に入らない方が出てきたりすると、共益費の負担が重くなったり、共益費を支払ってもらえないという事態が発生してしまいます。特に、空き部屋改修できず募集をかけずに長期間にわたって空き部屋となっているもの。一般的に政策空家と言われるものについてまで、住民が負担をしなければならなくなる。大阪府などでは、共益費の直接徴収や、エレベーターなどの施設の維持管理費を半額補助したりといった取り組みがされています。本府でも、対策を検討すべきではありませんか。いかがですか。

府営住宅へのエレベーターの設置の促進を

さらに、多くの要望が出されるのがエレベーターの設置を求める声です。昨年6月の議会で、住民の強い要望がありながら、通常の形での設置が難しいとの理由でエレベーター設置ができずにいる地元伏見区の小栗栖西団地31棟を取り上げてお聞きしました。府営住宅などの公営住宅は入居基準の関係もあって、地域の中でも特に高齢化が深刻なところが必然的に多くなります。そうした状況は、本府もしっかりと理解をさせていただいているわけですから、優先順位はあったとしても、ぜひ今回の計画見直しに

当たっては、すべての棟を設置の対象とするようにしていただきたいと思いますがいかがですか。

また、現計画で定められた「5階建片廊下式40戸以上」という条件に当てはまっているところでも、まだ31棟が設置されず残されています。取り残されているものの中には、集約対象のものも有りますが、建築基準法の日影規制などによって、通常通り棟の北側への設置が難しいというものも有ります。そうした団地の一つである小栗栖西団地31棟の住民が、昨年「心臓病を抱える夫が外に出ることもできない」という声から、ほぼ全戸の住民の署名を添えて、「何とかエレベーターをつけてほしい」「南側になら付けられないか」「4階まででもいいから付けてほしい」という、具体的な提案も含めて住民からの要望が出されました。計画の見直しに当たっては、これまで条件から外れていたものをどうするのかと同時に、これまでと様々な問題でつけてこられなかった、こうした棟をどうするのかについても、考える必要があると考えます。この際、新たな設置方法も含めてしっかりと取り組むべきと考えますがいかがですか。

【建設交通部長】府営住宅施策についてでございますが、共益費の取り扱いにつきましては、京都府住宅審議会において全団地を対象としたアンケート結果等を踏まえ審議を行いまして、10月に答申がなされたところでございます。答申の中では、入居者の自治意識の養成等に鑑み入居者団体による共益費徴収が基本としつつ、共益費の重要性を改めて入居者に周知し、各団地の徴収方法等に応じた指導等も図るべきといった中身。一方で、例えば共益費の滞納により、浄化槽があふれて近隣住民にも影響が及ぶ等といった重大な問題発生等に限定した措置としての共益費の直接徴収の制度化も合わせて検討すべきとされておりまして、京都府といたしましては、周知指導等につきましては、具体的な対応を年度内に行えるよう鋭意作業を進めるとともに、直接徴収の制度化につきましては、他府県の事例等を参考に引き続き検討を進めていきたいというふうに考えています。

なお、共益費は所得に応じた低廉な家賃と異なりまして、共用部分の使用に要する電気料金など入居者の共通の利益を図るため必要な費用ということでありまして、入居者自らによる負担が基本であるというふうに考えているところでございます。エレベーターの設置につきましては、新たに建設する府営住宅のみならず、既設の府営住宅に関しても、各棟の階数や住戸数等勘案しまして、より多くの入居者の利便性が向上する住棟から、一定基準を設け設置を順次進めているところでございます。これまでに、住戸ベースで三階建て以上の住宅の4割において設置を行っておりまして、現在策定作業中の京都府住生活基本計画でも、既設公営住宅のバリアフリー化を施策として位置付け、今後も推進をしていきたいということでございます。

一方で、エレベーターを設置する場合には低層階の方も含め家賃等の増加につながるため、入居者の意向も十分に踏まえながら、検討する必要があるというふうに考えております。今後国に予算確保の働きかけをしつつ、設置基準の見直しも適宜行いながら着実に進めてまいりたいと考えております。

また、加齢や病気等により、階段の昇降が困難な方には低層階等の空き住居への住み替え制度なども設けておりまして、このような取り組みと合わせて柔軟に対応していきたいというふうに考えています。なお、建築基準法の制限や住棟が階段室型であること等によりまして、通常の方法ではエレベーターが設置できない住棟に関しましても他府県等による新工法あるいは新技術等の情報収集を行いつつエレベーターの設置推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【教育長】ばば議員の質問にお答えします。文化財保存修理事業への新規企業の入札参加についてでございますが、府が実施します重要文化財建造物保存修理事業では創建当時の状態に復元したり、文化財の価値を維持するために、技能者の安定的な雇用と伝統的な技術の伝承を図る必要があり、文化財建造物の修理実績や熟練技能者の雇用等を条件といたしました府教育委員会独自の入札参加資格制度を設けておりますところでございます。

また、企業の技術力向上を図るために、国の選定技術保存団体と連携しましたセミナーの開催や文化財修理事業を通じまして日常的な技術指導などに努めるとともに、入札への参加を希望される企業に対しましては、技術力や実務経験を確認するために、施工現場や工場へ直接赴き必要に応じて技術指導を行っているところでありまして、7年前に比べまして、入札参加資格者名簿の登載企業数は11社増加して、現在77社となっているところでございます。

次に文化財保存修理事業についてでございますが、府内の国宝及び重要文化財建造物の数は全国一であり、府が所有者から受託をして実施をしております、重要文化財建造物の保存修理事業費も年間約17

億円と全国最高になっております。またこれら文化財修理工事の発注にあたりましては、工事の種類ごとに伝統技術や技能者を有する専門企業へ直接発注することとしておりまして、府内企業の受注機会の増大を図っておるところでございます。教育委員会といたしまして、保存修理事業におけます所有者の負担が大きいことから、更なる補助の増額を国に対して要望しているところでございます。今後も安定的に事業量を確保し、地元企業へ発注することにより、本府の文化財の保存と文化財保存技術、技能の継承に取り組んでまいります。

現場の声にしっかり耳を傾け 抜本的かつ早急な対策を

【ばば】 ご答弁をいただきました。最初に文化財から話をさせていただきますけれども、セミナーに参加していただいたりとか、事業所を訪ねて技術力を確認したりとかが行われている。また全国的に見ても京都の文化財の数は多いし、そういった中で工事の件数も多いといったお話もありました。ただ、現状でいいますと、お話がありましたように11社増えて77社になったということがありましたけれども、一つひとつの業者数を見れば、決して十分に足りているということではできませんし、現場の多くの職人のみなさん、事業者のみなさんから言えば、10年後どうなるかはわからない、ということが多くのみなさんから言われているわけですから、抜本的に増やしていくということに本府が立っていただく必要がある。教育委員会に立っていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

いま本当に多くの技術というのは、職人の気概、努力によって支えられている。それも限界にきている。この立場に立っていただきたいと思えますし、現場回ってみますと、複数年での工事契約を求める声、また組合での受注ができないか、全国的にはこういった取り組みされているようではございますけれども、こうした声が出ております。現場でのこうした声にしっかりと耳を傾けて、抜本的かつ早急な対策に積極的に取り組んでいただきたい。このこと求めておきたいと思えます。

府営住宅について指摘をさせていただきます。この問題というのは、昨日今日始まった問題ではありませんで、取り組み、しっかりと進めていただかなければいけないというふうに思っています。ひとつは、共益費の問題についていえば、裁判にまで発展しているような団地もありますし、先ほど全団地に対してアンケート取って、これからも引き続き地元自治会が基本的には集めていく方がいい。ただ状況によっては直接徴収制度も検討していったらどうかと、こういった話が提言として出されましたということがありましたけれども、現状を見れば、いま求められているのは、やはりしっかりと本府が責任をもって、共益費の問題に取り組んでいくということではないかなというふうに思えます。

先ほど、共益費というのは電気代であるとか、こうした住民の利益にかかわる問題なんだから住民の方が負担するのはふさわしいんだと、そういったなかで地域に住んでいる人たちの暮らしがどうかということが置き去りにされてしまっただけでは、私は本末転倒だと言うふうに思いますので、他府県の取り組みにもしっかりと学んでいただいて、対策を取っていただきたいというふうに思えます。

エレベーター設置

地域に住み続けることが出来るかどうかという大切な問題

もう一つは、エレベーターの設置は、本当に切実な問題で、住んでいる人に見れば、高齢者、障害者、こういった方々も含めて地域に住み続けることが出来るかどうかということがかかった大切な問題です。住み替えを進めていますということであるとか、これでは解決をしない問題だということをしっかりと認識していただきたいというふうに思いますが、先ほど紹介した地元の小栗栖西団地の31棟の住民の方というのは、本当に切実に何度も何度も毎年要望出されて、そのたびにダメだということで、紙切れ一枚で却下という話をされておりました。ただ先ほどエレベーターの設置についても新たな設置方法についても全国の取り組みに学びながら、できるだけ推進していきたいというご答弁がありましたので、こうした答弁、積極的に、私は取らしていただいて、さらに取り残される棟が結局そのままということがないようにしっかりと取り組んでいただくことを求めて質問を終わりたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。

成宮まり子（日本共産党 京都市西京区）

2016年12月9日

京都スタジアム計画による水害の不安に応えよ

まず、京都スタジアム（仮称）についてです。11月22日、亀岡市による説明会に私も参加しましたが、会場一杯に詰めかけた市民からは疑問や批判が次々と出され、NHKも「費用対効果を疑問視する意見や水害が起きやすくなることを懸念する声が相次いだ」と報じました。特に水害について、平成25年18号台風の経験を踏まえ「いっきに浸水する中、命からがら住民を助けた」「大規模な盛土によって駅南など周辺がもっと浸水するのではないか」「スタジアムは場所が悪い。税金は治水対策に使ってほしい」などの声が次々と上がり、亀岡市や府担当者は「日吉ダム完成と河川改修で10年に1度の洪水対策ができた」などとしましたが、参加者にとっては全く納得がいくような説明ではありませんでした。

「洪水被害は困る。治水対策を最優先にやってほしい」「あんな場所にスタジアムをつくるな」というのが住民の切羽詰まった声であり、だからこそ住民訴訟にもなっているのです。NHKによれば、説明会後に亀岡市長は「水害などの心配に対しては真摯に説明していきたい」としたそうですが、スタジアムの建設主体は京都府です。

知事は、光永議員の代表質問に「しっかりと理解いただけるようきちっと回答した」とされましたが、実際に水害に遭っている住民の心配や不安の声をどう受け止め具体的にどう対応されるのか、うかがいます。

住民参加、環境保全からも京都スタジアム計画は中止を

同時に、いまや環境保全や住民参加のない開発計画など通用しない時代にきていると考えます。2005年の愛知万博では「環境」を掲げながら「海上の森」を大規模開発する計画に県民の批判が広がり、その声を押されて市民や環境団体が参加する「愛知万博検討会議」が設置されました。

市民らによる検討で計画は大幅見直し主会場は変更となりました。しかし、変更先での事業計画については市民と一緒にした検討は大変不十分で、「万博は白紙撤回」の運動が広がりました。県はこれに背を向けて万博を開催しましたが、それでも市民や環境団体の運動によりオオタカなど約3800種もの動植物が生息する「海上の森」開発は、当初の数10分の1とされ、万博後の新住宅市街地開発や「海上の森」縦断道路計画は、国の承認手続き取り下げ中止になり、環境影響評価が法の精神を先取り実施されたことも含め、マスコミも「公共事業見直しの前例」と評価したのです。

こうした例を踏まえれば、いまや公共事業の検討にあたっては、①住民が当初の計画段階から参加すること、②環境団体や専門家の参加も得て環境影響評価を最初から行い、そこを開発するのかどうかも含めて環境への配慮を優先することが不可欠だと考えます。

知事は、9月議会でわが党島田議員の代表質問に京都スタジアムは「公共事業のモデルケース」などと答弁されましたが、全くもって見当違いなのではないでしょうか。住民参加という点では府民の計画への参加は全くなし、説明会さえ1度も主催せず説明責任を果たさない府の姿勢に批判の声があがっています。亀岡では「新たな土地を購入すべきでない」との反対署名も急速に広がっているのです。環境保全という点でも、アユモドキを守れという声を押されて環境保全専門家会議は設置されたものの、国内外の多数の自然保護団体から「見直し・中止」の要望書が数十通も寄せられているのです。「モデル」どころではありません。

いまやどんな開発計画も住民参加、環境保全なしにあり得ない、知事はそういう認識はお持ちではないでしょうか。

大規模開発を中止し、アユモドキを育む地域づくりの推進を

さらには、環境こそ地域の可能性をひらく新たな資源だと私は考えます。

先日の新聞に特別天然記念物コウノトリが舞鶴市に8羽飛来という記事が出ていました。かつて日本中の里山や水田にいたコウノトリは高度成長期以降日本の野生種がいったん絶滅しましたが、近年の兵庫県立コウノトリの郷公園による保護と野生復帰のとりくみで現在100羽近くにまで回復しています。

先日、その豊岡市で「コウノトリ育む農法」の講座に参加しました。コウノトリの絶滅には水田で使われた農薬が大きな原因となった、農薬を使わず田んぼに生き物を育むことでコウノトリも人間も汚染されないお米をつくらうと「コウノトリ育むお米」を県職員やJA組合長さんらが推進しておられます。驚いたのは、この米づくりでJAたじまが米1キロを333円で買い取り、安全を求める消費者に独自販売するしくみがつくられ、農業者の手取りで兵庫県の最低賃金以上を実現。若者が「自分もやりたい」と年々参加が増えているとのこと。組合長さんや県職員が「コウノトリや多くの生き物がいる田んぼは、夢が描ける地域の資源だ」と自信をもっておられる姿が印象的でした。

一方、亀岡ではアユモドキを守るために、これまで地元の農業者のみなさんが生息場所の草刈りやラバーダム操作、救出作戦など献身的に続けてこられています。しかし高齢化や米価も下がり農業の営み自身も難しくなっているとお聞きします。府として、これまでの地元のみなさんの苦勞にこたえいかにするためにも、スタジアム建設や駅北の大規模開発は見直し、「アユモドキ育むまち」を資源としていかす地域と農業の再生・振興へ、亀岡市や住民と共に取り組むべきではないでしょうか。

コウノトリの野生復帰では、2012年ラムサール条約に「円山川と周辺の水田」が新たに湿地登録されたことで国・自治体の連携が進んでいます。これに先立つ2010年、環境省がラムサール条約潜在候補地を全国から172カ所選定しましたが、この時、アユモドキをはじめ魚類・両生類などの生物多様性が評価され「亀岡の水田地帯」もリストに入っています。

この生物多様性が重要なのはスタジアム旧予定地だけではなくありません。環境大臣意見でも駅北地区とその周辺を含むと述べられ、また環境団体からも「対象範囲を広く取って検討すべき」との意見や、さらに今後、アユモドキの生息・繁殖場所を曾我谷川以外の桂川支流へ広げていく重要性も提言されています。これらを踏まえれば、旧予定地だけでなく駅北地区においてもスタジアム建設や新たな大規模開発は中止、見直しを行ない、ラムサール条約湿地登録も視野に入れた検討を亀岡市とともに開始すべきではありませんか。以上、水害問題、住民参加と環境保全、環境を地域資源とする点からうかがいましたが、これらの点からもスタジアム建設計画への固執はやめゼロベースで府民とともに検討し直すべきだと考えます。いかがですか、お超えください。

【知事】 先日の代表質問でも答弁をさせていただきましたとおり、亀岡市が開催した市民説明会に京都府からもスタジアム整備を担当する文化スポーツ部長をはじめ、治水等を担当する建設交通部の担当課長を出席させ、市民の方からの「建設予定地のハザードマップでは3メートルの浸水地となっているが大丈夫なのか」と言った治水に対する質問には、平成10年の日吉ダムの完成や平成21年度に完成した桂川の当面計画の河川改修により、概ね10年に1度の降雨で発生する洪水にも耐えられるようになる。従前に比べ格段に安全度が高まっていること、さらに遊水機能を有する土地への盛り土量と同量以上の洪水地域の掘削を行うことから、洪水の安全性に対するマイナスの影響を及ぼすことはないことを説明しました。あそこの場合には非常に厳しい土地柄で、それ以上の治水方法にお金を注ぎ込むには下流部の方の工事が終わらないとできないという、こういう現状がありますので、その点についても理解を求めているところであります。

また、赤字となっているスタジアムが多い現状で京都スタジアムの運営についてはどうなのかといった運営面の質問には、2万人ぐらいのスタジアムであれば年間維持管理費として約2億円までという事例もふまえ、さらに自主設計の中で多様な付加価値の高い観客席を設け、収入を増やす工夫や複合的で多機能な施設とすることで増収を図ることなど、府民の皆様が感じている不安に対し、公開の場できちんと回答したところでありました。今後とも、実施設計を進めていく中で節目節目で府としての責任を果たしていきたいと思っております。そもそも、このスタジアムの整備につきましては府民の皆様からのスタジアム整備を要望する48万人の署名を受け、建設地の公募を行いましてさらに約5万人の亀岡市民の方からの署名が提出される中で、亀岡市からの応募にもとづき建設候補地を検討するなど、検討段階から府民、亀岡市民の思いをもとに進めてきたところであります。

それから、亀岡市民の願いはスタジアムの建設と環境保全の両立であるということは、私は市長選や市議会での議論をとっても明確に現れているというふうに思います。まさに、駅北の開発とかそうした問題、それは府が決定することではなくて亀岡市の方できちっと市民の皆様のご選挙や投票のもとで決定していかなければならないわけで、府議会の席で亀岡市民のこうした決定に対して、まさに府から圧力

かけるような発言というのは民主主義や地方自治の原理からも当然違うのではないのではないかなと言わざるを得ないというふうに思っております。ですから、環境アセスメントの対象ではありませんけれども、その中において私どもは環境保全につきましても、平成25年に環境保全の専門家会議を設置し実態に即した調査や実証実験等を重ね、影響評価と対策について慎重に検討を進めてまいりました。そして、この地のアユモドキは、自然のままでは生息が困難で、地域住民の営農活動や献身的な保全活動により生息が維持できておりましたけれども、高齢化等による耕作放棄地の拡大や営農活動が進む中で、現状のままでは保全活動等による生息環境の維持が困難な状況が予想されるだけにですね、単なる保全だけではなくてこの現状も考慮して対策を検討してきたところでもあります。こうした取り組みの結果、生息環境の保全、改善対策と地域の保全活動維持発展させるための地域振興、活性化を両立させるために、アユモドキの生息環境の保全と地域の保全活動の維持発展につながるスタジアムという両立の観点から建設の位置の変更が望ましいという環境保全専門家会議の座長提言を受け、これも地元自治会等、亀岡市の関係者の皆様の理解を得た上で受け入れをしたところでございます。

亀岡市におけるラムサール条約の湿地登録につきましては、これは開発行為と規制される地元の同意が必要でありますので、まさに亀岡市から提起されるならわかりますけれども、そうした中で亀岡市の皆さんが今までこの地の開発と自然の両立のために、こういう決定をされたことに対して、私は、この亀岡市民の意向に沿った意向で意見を述べるべきだと考えているところだと考えております。

脆弱なアユモドキの生息環境を含めると、アユモドキの保全と地域振興の両立の早期実現が重要でありまして、これまでの知見を生かした効果的な取り組みを早期に進める必要があるとの専門家会議の座長提言に従って、公園用地エリアを中心にナショナルトラストの観点で国、府、市、地元等の関係者が連携して保存に取り組むことが望ましく、この点につきましても国からの支援、協力も頂くことになっております。今後とも府議会のご意見を伺いますとともに、何よりも地元の皆様、亀岡市の皆様のしっかりとした説明と判断の下でアユモドキの保全と両立するスタジアムの実現にむけて進めていきたいと考えております。

【成宮・再質問】お答えいただきましたが、環境との両立だとか自然との共生と言葉でおっしゃてもですね、本気でこれを進めていくには愛知などの例も引いて、住民の参加と合意が必要だ、納得が必要だというふうに指摘をしているわけです。今の計画は全くそれが抜きであり、これではアユモドキを守る保証もないということを指摘しておきたいと思っております。水害対策なんですけれども、知事、私も説明会参加をしました。「きちんと説明した」とおっしゃいますが、とても皆さん納得して帰られたような説明会ではなかった、だから、桂川市長が「説明が必要だ」とおっしゃってるんです。

それで、再質問なんですけれどもね、水害対策に対してです。住民のみなさん、そもそも広大な遊水地を大規模に埋め立てて大丈夫なんだろうかって根本的に思ってるわけなんです。遊水地を大規模に埋め立てて商業地やスタジアムにするような例が全国に本当にあるのかなと思いました。実は、決算審議で私、これを質しました。府の理事者は「自分は承知している例はない」というお答えがあったんです。その後も、私、あらためて全国の例を調べてみたんですが、小さな湿地や田んぼは姿を消していつてますけれども、主要な河川では遊水地を埋立てるところか、積極的にいかす治水対策ですね。公園や調整池や農家の協力も得るなどして、遊水機能をつくりだす対策をしています。例えば、神奈川県鶴見川、これ日産スタジアムがありますが、高床式で遊水機能を持ってるんですね。また境川、利根川の渡良瀬遊水地や、北海道の石狩川や千歳川の遊水地群、新潟県刈谷田川、岩手県の本郷川、東大阪市の花園多目的遊水地、木津川上流の三重県伊賀市などでも取り組まれています。国交省自身が、相次ぐ豪雨災害などに対して、総合治水対策は大事だと言っている。本府もその中で「災害からの安全な京都づくり条例」を定めて「遊水機能を維持する」としたはずだと思うんですね。知事、「遊水地をいかす」というのは全国の流れになってるんじゃないでしょうか、逆行しているのは京都だけなのではありませんか、いかがですか。

【知事・再答弁】安全については、きちっと治水上の効果を見て、これはルールも決まっていますやっています、その中で亀岡市のみなさんからこの駅の北は使いたいと言って、土地区画整理事業の申請が出てきて、まさに亀岡市によって、いまもう盛り土が行われているわけです。それで言ったら京都府の南の方はみんな遊水地ですよ、淀川のところの。何もできなくなってしまいますよ。しかし、そうしたとこ

ろ一つひとつ田んぼにし畑にし、そして宅地にしながら進んできたのが今の状況じゃないですか。遊水地の中でというのは安全をきちっと判断をしながらやっていくので、遊水地を全部遊水地のまま置いたら京都市の南部なんか全く開発もできませんよ。そんな無茶な話ないと思いますよ。ここは原野ではありませんでね。まさに、駅の北側の所で、そして亀岡市民の皆さんからの亀岡市の決定においての土地区画整理事業でもう盛り土がなされているんです。そうしたことの現状を踏まえてしっかり質問して頂きたいなと思います。

【成宮・指摘要望】 遊水地について、埋め立て開発、もうすでに盛り土がされてるんだとおっしゃいましたけれども、これを「開発OK」だというふうに亀岡市とともに京都府がしていけば、住民の命や安全を危険にさらす突破口を行政が開くことになるんです。全国で例があるんですかってお聞きしたんですけれどもお答えがありませんでしたが、全国トップでこういうことやられては困るなあと思います。今回の実施設計の募集要項を見ますと、「基本設計の一部修正」の中で「旧予定地で考慮した治水対策は不要とする」とわざわざ、治水対策をしない条件を業者に付けて発注しているんですね。水害を心配する声に全く背を向けるこのような姿勢は府民に理解されるものではありません。スタジアム計画は白紙に戻すべき、厳しく指摘して次の質問に移ります。

子どもの実態を丸ごと把握して貧困対策の強化を

次に、子どもの貧困対策についてです。まずうかがいたいのは、本府の子どもの貧困の実態をどのように把握しておられるかです。子どもの貧困対策法が成立して3年。安倍政権による社会保障の連続改悪や消費税増税、非正規を増やす「働き方改革」などの下、誰がいつ貧困に陥ってもおかしくない、貧困が見えにくい実態が進むなか、国や自治体による実効ある対策が求められます。

沖縄県では、昨年の「子ども調査」で子ども約3000人、保護者約6000人にアンケートを行い、親の働き方や家計、子どもの進路希望、自己肯定感、友人関係など調査して、貧困層と非貧困層の比較など子どもの生活を丸ごとつかみ、数値だけでは見えにくい実態を「見える化」し対策を進めておられます。大阪府と市、愛知県でも今年度に調査が行われています。

本府では、昨年「子どもの貧困対策推進計画」を策定されましたが、実態調査は小・中学校20校ずつから要保護・準要保護の子どもだけ、内容も学力テストからというやり方であり、これでは不十分です。子どもの貧困対策の出発点として、沖縄県の調査なども参考に子どもの実態をできる限り丸ごと把握し、それを踏まえた対策を講じるべきではないでしょうか。

就学援助制度の周知徹底と拡充を

その上で、1つは、教育費負担軽減、就学援助についてうかがいます。雑誌『通販生活』冬号が「緊急特集ランドセル、制服が買えない。明日の入学式に行けない」という記事を載せています。今、小学校入学にかかる費用は平均6万3300円、中学校では8万3000円にもなり、私にもお母さん達から「2人の娘の進学のためにと派遣で働き、進学はできたけど部活動のお金がない」「双子が中学生になり、制服は冬用は買えたが夏用が買えない」などの相談が寄せられています。

教育費負担軽減の願いが渦巻くなかで、市町村でも例えば伊根町では、昨年度から小・中学生の給食費・教材費・修学旅行費など義務教育費を完全無償化、子どもの医療費も高校卒業まで無料化し保護者らから喜ばれています。市町村のこうしたとりくみは、府としても後押しすべきと考えます。

同時に、お金の心配なく義務教育を受けるための就学援助制度は、いま必要とする世帯が増えているのに利用しづらくなっているのではないのでしょうか。保護者から「就学援助を受けようとしたけど外れてしまった」とか、「入学準備に一番お金がかかる。せめて入学前に支給してほしい」などの声がありますが、市町村により基準はバラバラ。課税所得書類を独自に提出しなければならないとか、いまだに民生委員や校長の意見記入を必要とするところもあり、周知の仕方も就学案内書類に記載はたった3自治体だけです。

国による生活保護を引き下げで、実質的に受けられる基準が狭まっているケースも聞きます。基準の拡充は、与謝野町などがやっておられますが、多くの市町村は苦しい財政事情の下、基準を下げないので精いっぱいです。

そこで府独自に、市町村の就学援助基準や運用について把握し、今の実情にふさわしく入学前支給など必要な子どもがもれなく利用できるような制度の周知と拡充へ、市町村への助言や援助をすべきです。国に対しても、国庫補助の復活・拡充をつよく求めていただきたいが、いかがですか。

中学校給食実施への支援を

2つめに、全員制の中学校給食についてです。

今、子どもの食事や居場所を支えとりくみが「こども食堂」など全国で広がっています。西京区でも8月から「洛西こども食堂」が始まりました。中心になっている「カフェ樺」の店主さんにお話を聞きました。きっかけは、数年前の夏休みに髪伸びた男の子がトイレで水を飲んでいただけだったそうです。声をかけてみると、近くに住む小学生で、夜に働いているお母さんを昼間は起こさないようにと外で過ごし、夏休み中は昼ご飯もなかったと。「たった1食のことだが、それが得られない子がすぐ近くにいることに衝撃を受け、何とかしたいと思った」と地域の保護者とともに実行委員会を立ち上げられ、今、月1回の「こども食堂」を開いておられます。多い時には70人以上の親子や子ども連れがやってきて「学校では給食やけど夜はいつも1人でコンビニ弁当や」「中学は給食は申し込みでいつも菓子パンや。食べない時もある」という子どもたち。親も朝から晩まで長時間労働や非正規のかけもちと一緒になかなか食べられないと言います。「単に食べ物を買うお金がないとかではなく、食事とは本来子どもが家族とともに団らんし、楽しく安心してお腹いっぱい満たされる時間なのに、その全体が貧困になっている」と「学校給食の持つ意味あいも大きいね」と話されました。

今、全員制の中学校給食への動きは全国に広がり、府内でも来年5月実施の八幡市、再来年から実施をめざす久御山町や長岡京市、向日市など、また他の自治体でも保護者らの運動が広がっています。問題は、そのときに府がどういう役割を果たすかです。子どもや保護者の願いは、単に食べれば良いというのではなく、温かく安全で栄養豊かな給食をみんなが食べられるということです。それには給食の自校方式や親子方式などが必要です。ところが、コスト削減のために、この給食の質が切り下げられる事態が起こっています。宮津市では、市長が中学校給食を公約し検討がされてきましたが、これまでの小学校での自校給食をやめて全ての小中学校を民設民営の給食センター方式に変えるという計画が持ち上がっています。京都市でも中学校給食は選択制で実施されていますが、利用者はたったの3割、「冷たいおかずはかなん。小学校みたいに温かい給食やったらいいのに」と子どもたち。うちの娘も言っています。いま署名運動が新たに進められています。そこで今、府として、給食の質・内容についても、府内のすべての中学生が温かい栄養ある給食を食べられるようにするという目標をはっきり持って、その上で、未実施などの市町村でどうすれば実施ができるのかをつかみ、財政も含め実効ある支援を行って推進することが必要だと考えますが、いかがですか。

【健康福祉部長】 すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持つ。それが実現できる社会づくりを目指して取り組んでいるところであり、子どもが置かれている貧困の実態を踏まえた対策を講じる必要があります。このため、昨年3月に策定いたしました「子どもの貧困対策推進計画」におきましては、実態の把握に取り組み、対策を推進する旨をしっかりと位置付けているところです。子どもの貧困の実態調査につきましては、沖縄県では、世帯収入に関係なく全体児童の約7.5%、約2400人を対象にまとめられたところです。

京都府では学識経験者のご意見も伺いながら就学援助が必要な要保護世帯、準要保護世帯、一人親世帯の小学6年生、中学3年生、約1200人。これは要保護世帯、準要保護世帯の3約割に当たりますけれども、この1200人に当たりまして生活や学習の状況を毎年度、把握しているところです。これに加えまして、今年度は2世帯に1世帯が貧困世帯と言われます一人親家庭について10月1日を基準日として民生、児童委員が把握する府内の一人親世帯、約7500世帯を対象に母子父子世帯実態調査を実施し現時点で約3000世帯から回答を得ており、今後、詳しく分析を進めていくこととしております。今後とも、これらの貧困の実態を踏まえながら中長期的な視点に立ってすべての子どもが社会の担い手となって活躍できる人となるよう子どもの貧困対策の施策を積極的に展開してまいります。

【教育長】 就学援助についてでございますが、実施主体であります市町村がそれぞれの地域の実情に応じた援助が行われており、実施状況を国が調査し、公表しているところでございます。府教育委員

会といたしましては、援助が必要な子どもが確実に利用できるよう各市町教育委員会に対しまして適切な運用について指導や助言を行うとともに、修就学及び進学、就職を支援するための援護制度一覧の冊子を府内すべての教職員等に配布いたしまして、制度の周知に努めているところでございます。また、国に対しましては市町教育委員会とも連携いたしまして、すでに就学援助に対する財政措置の拡充や対象者のニーズに即した制度の見直し等につきまして要望を行っている所でございます。今後とも、こうした取り組みを通じまして制度がしっかりと運営されるよう取り組んでまいります。

次に、中学校給食でございますが、学校給食の実施主体であります各市町村におきましては生徒の実情や保護者のニーズ等を総合的に判断しながら検討されているところでございます。府教育委員会といたしましては、これまでから学校給食の意義や食育の重要性について普及、啓発を行ってきたところであり、そうした中で、実施にむけて取り組まれる市町村が増えてきている状況でございます。また、市町教育委員会から施設の改修に係る補助制度や栄養教諭の配置等につきまして、改善の要望をうけましてあらゆる機会を捉えまして国への要望を行っているところでございます。今後とも、こうした取り組みを通じまして市町教育委員会の支援に努めてまいりたいと考えております。

【再質問】子どもの貧困対策の実態調査についてなんですけれども、沖縄県の例や、またそさらにれを上回る規模で大阪府や愛知県が取り組みをされようとしているということを私紹介をしました。大事なの中身だと思いませんか。府でも要保護、準要保護、一人親家庭など順次広げて行っておられるということなんですけれども、例えば沖縄県の実態調査の中身を見ますと、貧困ライン、122万円以下とそうでない層と貧困層と分けてるんですけれども、その全体を丸ごと掴むことによって、その比較の中で見えてくるものがあるんです。例えば、「インターネット繋がるパソコンが欲しいけど持っていない」と言っている子ども達は、非貧困層にくらべて貧困層がやっぱり多いなとか、そういうことが見えてくる訳なんです。だから、非貧困層と言われるところにも貧困が見えなくなっている実態があるわけです。だから、子どもの丸ごとの実態をぜひ掴んで頂くように調査を大規模に求めたいというふうに思います。それから、教育長からご答弁頂きましたけれども、就学援助については詳しい冊子が毎年だされているのは私も承知しておりますけれども、教員の所に渡すと言っておられて、お父さん、お母さんのところにしっかりと周知がされているのだから、この点が大事だと思います。それから市町村への助言などについては、今、切羽詰まっている前倒し支給の要望などしっかりと伝えられるように市町村との協議を進めて頂きたいというふうに思います。1点、再質問なんですけれども、中学校給食についてですが、いろんな要望が市町村から出ていて国にとりついていてというお話がありましたけれども、府教委としては給食の質の確保についてどうのお考えなのか、その1点うかがいたいと思います。

【教育長】給食の質の確保についての質問でございますけれども、学校給食法で市町村の果たすべき役割、そして府の果たすべき役割を明確に区分けされております。学校給食の普及と健全な発達を図るのが府の役割でございますので、今後ともこの法律にもとづいた府の役割をしっかりと果たしてまいりたいというふうに思っています。

【指摘要望】私、お聞きしましたのは給食の質の確保についてどうお考えなんですかということなんですけれども、お答えは、府が給食を普及している役割を持っているということでした。直接のお答えがなかったのが残念なんですけれども、やっぱり給食の質の確保というのも強調されていますし、食育の観点からも中学校給食など普及をするという観点からも重要だというふうに思います。決算の質疑で知事は、「市町村からも要望が寄せられている」とされた上で、「法律上の役割からすると学校給食についての啓発をやっていくということだが、我々はそれを超え、きちっと市町村の要望に応え支えるようにしたい」とおっしゃいました。ぜひ、給食の質についても市町村へ助言、指導し、その中でもどうしてもやれないところには財政的支援も含めて要望に応じていただくように強く求めて質問を終わります。

【他党派の一般質問項目】

12月7日

■菅谷寛志（自民・京都市山科区）

1. 海外戦略について
2. 京都府産品や観光の情報発信について
3. 若手陶芸職人の育成支援について

■山口 勝（公明・京都市伏見区）

1. 府民の健康を守る施策の推進について
(1)糖尿病対策について
(2)アレルギー疾患対策について
(3)歯と口の健康について
2. 教育問題について

■石田宗久（自民・京都市左京区）

1. 高齢者共生型まちづくり(京都版 CCRC)構想について
2. 文化庁移転の意義について
3. 鴨川の環境整備について
4. 外国人観光客に対するソフト対策について

■北岡千はる（民進・京都市左京区）

1. 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例について
2. 小規模な保育の現状と今後の課題について
3. 地域の防災力向上等について

12月8日

■林田 洋（自民・京都市上京区）

1. 京都の伝統産業を代表する地場産業である西陣織業界の振興について
2. 京都府の農林水産物の輸出について
3. 選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた「主権者教育」について
4. 歴史的遺産である「御所水道」について

12月8日

■松岡 保（民進・木津川市及び相楽郡）

1. 地方創生と定住自立圏構想について
2. 関西文化学術研究都市の未来構想と課題について

■井上重典（自民・福知山市）

1. 文化力について
2. 京都府北部における大学を活用した「地(知)の拠点づくり」について

12月9日

■渡辺邦子（自民・京都市伏見区）

1. 鴨川・桂川・宇治川派流の河川整備について
2. 京都府人権啓発イメージソング「えがおのおくりもの」の普及と活用について
3. 開かれた府政のシンボルとしての府庁旧本館及び府有資産の活用について

■園崎弘道（自民・城陽市）

1. 障害者スポーツの振興について
2. 公園整備について

■北川剛司（民進・京田辺市及び綴喜郡）

1. お茶の京都について
2. 京田辺市にある府所有の土地の有効利用について
3. 教育(いじめ問題)について